

いわき市農業委員会第17回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和7年9月19日(金曜日)午後1時30分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計33名)

(1) 農業委員(23名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 欠員中
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(10名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係主査	鈴木 昌則
農地審査係主査	櫛田 秀則
農地審査係主査	浅川 実利
農地審査係主事	千葉 風摩
農政振興係主査(書記)	鹿内 竜也

2 欠席者

なし

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く。)

事務局 (中村次長)	それでは、議事に入ります。 議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。 蛭田会長、よろしくお願いいたします。
議長 (蛭田会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。 円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。 まず、本日の通告欠席はございません。 現在、委員23名中23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。 本日の総会が成立することをご報告いたします。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。 只今より、いわき市農業委員会17回総会を開会いたします。 次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。 議席番号17番 新妻吉人委員、議席番号18番 松崎正信委員、以上2名の委員をお願いいたします。 また、書記は事務局をお願いいたします。 なお、議事録については、いわき市個人情報保護条例等に留意の上、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」により作成いたします。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表いたします。 次に、会務報告に入ります。 今月の報告は、令和7年8月分となります。 議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。 これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。 総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。 次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (佐藤係長)	特に、取下げ・追案等はありません。
議長 (蛭田会長)	それでは、議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。

議長 (蛭田会長)	該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。 それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の3ページをお開き願います。 【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (千葉主事)	議案説明書の1ページをご覧下さい。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 議案説明書の2ページをお開き下さい。 併せて地図については、別紙現地調査位置図をご覧下さい。 番号1番から番号3番については、売買による所有権の移転、番号4番から番号6番については、贈与による所有権の移転です。 このうち、番号4番、番号5番については、新規就農案件となっております。 番号4番については、譲渡人は昭和61年に当該農地を相続により取得していますが、当時学生であったため農業は行っておらず、親戚である譲受人の親が耕作しておりました。 現在は、親が高齢となったことから譲受人が管理しており、譲渡人より畑を引き継いでほしいとの話があったことから、名義変更するために申請に至ったものです。 農機具については、親が所有している耕運機、トラクター、軽トラックを借りる予定となっております、栽培作物は、ねぎです。 番号5番については、譲受人・譲渡人は親戚であり、これまでも協力しながら営農を行ってきましたが、譲渡人の営農縮小に伴い、譲受人宅に隣接している畑については、譲受人が耕作を引き継ぐとの合意のもと、所有権を移転するために申請に至ったものです。 農機具については、耕運機・刈払機を1台ずつ所有しており、その他、必要な農機具がある場合は、譲渡人から借りる予定です。 栽培作物は、主にねぎ・大根・サツマイモ・柿・キウイとなっております。 以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。 今月の3条申請面積については、田2,097㎡、畑5,670㎡、合計7,767㎡となります。 続きまして、議案説明書3ページをお開き願います。 許可要件については、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載となっております。 ついては、現地調査報告の内容を踏まえ、ご審議下さるようお願いいたします。

事務局 (千葉主事)	なお、許可要件の詳細については、次ページでご確認下さい。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
17番 新妻(吉) 委員	番号1番から番号5番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて、事務局よりお願いいたします。
事務局 (千葉主事)	番号6番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の4ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (浅川主査)	議案の説明に入る前に、誤字の訂正及び案件の取下げについて、ご説明いたします。 議案説明書の6ページをお開き下さい。 番号1番、遠野町上遠野の転用案件について、譲受人の合同会社LE代表取締役(氏名は不表示)の【梧】が木へんになっていますが、正しくはりっしんべんの【梧】になります。 番号5番、三和町中寺の一時転用案件について、「申請地に現況非農地が含まれていた」との理由により、申請取下げの意向が示されましたので、削除願います。

【番号5番、申請取下げにより削除】

これにより、今月の5条許可申請の合計面積が変更となります。

田の面積が2,071.00㎡から2,009.00㎡へ、畑の面積が7,310.32㎡から7,014.17㎡へ、合計面積が9,381.32㎡から9,023.17㎡へ変更となります。

資料の訂正をお願いします。

改めまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧くださいながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は8ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5018番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、遠野町上遠野の2筆、いずれも田、計1,906㎡、大規模スマート産業用蓄電システム設備、所有権の移転。

番号2番、好間町上好間の3筆、いずれも畑、計1,486.17㎡、太陽光発電設備の設置及び販売、所有権の移転。

番号3番、好間町小谷作の2筆、田及び畑、計409㎡、分家住宅、使用貸借権の設定。

番号4番、田人町南大平、畑332㎡、自己住宅、所有権の移転。

番号6番、川前町下桶売の2筆、いずれも畑、計4,890㎡、資材置場としての一時転用、賃借権の設定です。

なお、番号6番については、転用面積が3,000㎡(30a)を超えておりますので、農地法の規定により、福島県農業会議の意見聴取案件となります。

以上5件、面積は、田2,009.00㎡、畑7,014.17㎡、合計9,023.17㎡です。

申請内容を精査した結果、番号3番、番号4番及び番号6番の3件は農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしておりますが、番号1番及び番号2番の2件については、今年9日に実施した現地調査の結果、「問題あり」と判断されましたので、その内容についてご説明いたします。

先ずは、番号1番、遠野町上遠野の案件です。

現地調査位置図の9ページをご覧ください。

土地利用計画図によると、「大型トラック回転広場(メンテナンス場)」として858㎡、転用面積のうち約45%を利用するとのことですが、代理人行政書士を通じて確認したところ、大型トラック・30トントレーラーで乗り入れる必要があるのは、装置の搬入・据付及び装置の故障時の入替等の場合であり、月例の点検や3か月に1回の定期メンテナンスに関して、現場に乗り入れるのは普通自動車2台から3台程度であるとの回答がありました。

なお、初回の装置搬入・据付に要する期間は、約1週間を見込んでいるとのことでした。

また、メンテナンス場と“かっこ書き”されているものの、メンテナンスの具体的な内容等について、書面・口頭共に申請者側から特段説明がない状況です。

これに対し、現地を調査した担当委員からは、「大型車両で乗り入れるのが装置の搬入・据付時の1週間程度という限られた期間、また、装置の故障時という不確実な条件下であるという申請者側の説明では、大型トラック回転広場として858㎡を恒久転用する必要性を見出せない。その期間のみ、一時転用すれば事足るのではないか。」「メンテナンス場については、申請者側から説明がない以上、転用の合理性を判断出来ない。」との意見がありました。

これについて、農地法第5条第2項第3号及び同法施行規則第57条第4号において、「申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められないので、許可をすることが出来ない。」とされております。

なお、本案件の転用目的である「大規模スマート産業用蓄電システム設備」、いわゆる蓄電池については、当農業委員会で初の転用事例であり、福島市農業委員会及び郡山市農業委員会にも確認しましたが、どちらも現時点における転用事例はないとのことでした。

こういった場合、福島県農業担い手課作成の『農地法関係事務処理の手引』においては、「類似施設のない施設の適正規模については、事業計画書等における必要性及び具体的理由から、合理的であるか否かを判断する。」とされております。

番号1番については、先ほどの私からの説明、土地利用計画図の施設配置のレイアウト及びこの後の担当委員からの調査報告を踏まえ、許可の可否についてご審議下さるようお願いいたします。

次に番号2番、好間町上好間の案件です。

今月9日に実施した現地調査において、土地の一部を転用する当該部分が雑草の繁茂により転用範囲を確認出来なかったものです。

土地利用計画図の11ページをご覧ください。

当該部分は「20-10(予定)」となっており、これは許可申請後に分筆することを意味します。

前述の『農地法関係事務処理の手引』において、本案件のように「一筆の農地の一部を転用しようとする場合、必ずしも申請時に分筆していなければ許可出来ないものではないが、所有権移転を目的とした転用許可申請の場合、一筆の一部について許可した農地転用許可書では登記の原因証書とはならないため、許可書があるにもかかわらず登記出来ない場合がある。」とされております。

実務上、こういった場合は、法務局より「先だって許可した農地の一部転用について、許可した範囲を図示してほしい」といった照会が農業委員会事務局に対してなされ、事務局では許可申請書に添付された地積測量図等により回答しているところですが、これはあくまでも「現地調査において

事務局
(浅川主査)

転用範囲を確認したこと」が前提です。

このため、「申請地に雑草等が繁茂している場合は、農業委員会が行う現地調査の際に立入が出来るように前もって草刈りをする、また、隣地との境界が明らかになるように必要に応じて目印を設置するなど、許可範囲や農地性の有無が確認しやすいようにして下さい。」と市公式ホームページ上で求めているところです。

担当委員からは、「許可範囲や農地性の有無の確認のための草刈りについては、以前の総会で度々話が出ている。農業委員会で求めている草刈りをしなかった結果、今日の調査で転用範囲を確認出来なかったのだから、許可申請の形式的要件を欠くとして却下にすべきである。」との意見がありました。

番号2番については、これらの事情及び担当委員からの調査報告を踏まえ、許可の可否をご審議下さるようお願いいたします。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

18番
松崎委員

今月9日に実施した現地調査の結果ですが、事務局から説明がありましたとおり、番号1番は、申請面積が事業計画内容に照らして適正であると認められず、農地転用許可基準のうち一般基準を満たさないことから不許可相当、番号2番は、申請地の一部について、雑草の繁茂により転用範囲を確認出来なかったため、農地転用に係る許可申請の形式的要件を欠くとして却下が妥当との結論に至りました。

このほか、番号3番及び番号4番については、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(浅川主査)

番号6番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、番号3番、番号4番及び番号6番は、特に問題がなく、番号1番は、農地転用許可基準のうち一般基準を満たさないことから不許可相当、番号2番は、転用範囲が確認出来ないことから却下が妥当であるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議長
(蛭田会長)

議案第2号について、番号3番、番号4番及び番号6番は、許可とし、番号1番は、農地転用許可基準のうち一般基準を満たさないことから不許可、番号2番は、転用範囲が確認出来ないことから却下とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(櫛田主査)

議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は22ページ、「意見及び決定理由書」は、左上に＜事業計画変更／令和7年度(3)＞と記載があるページになります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

番号1番、株式会社ウエストエネルギーソリューションの案件です。

申請土地の表示は、遠野町上遠野、畑、転用許可面積は913㎡です。

今回の事業計画変更は、工期の変更であり、変更前が令和7年6月30日、変更後が令和7年10月31日です。

今回の申請地に係る事業計画変更は3回目であり、これまでの経緯についてご説明します。

本案件は、令和6年6月26日付、いわき市農業委員会指令第5028号により、同年7月30日までを工期として転用許可を受けましたが、申請地に至る北側の進入路が私道であり、その地権者から通行承諾を得るのに時間を要したことから、同年11月26日付、同指令第13号により1回目の事業計画変更の許可を受けて、同年12月31日までを工期としました。

しかし、その後、伐採承諾を得ていた南側に隣接する第三者所有の山林について、地権者の親族からの理解を得られず、その調整に時間を要したことから、令和7年3月26日付、同指令第18号により、2回目の事業計画変更の許可を受けて、同年6月30日までを工期としました。

同年6月18日付で、南側に隣接する山林の伐採について、承諾を得られたことから、3回目の事業計画変更申請に至ったものであり、同年10月31日までの工期の変更を承認することについて、特段、問題ないものと考え

事務局
(櫛田主査)

ます。
続きまして、番号２番、山木工業株式会社の案件です。
申請土地の表示は、小川町西小川、畑、転用許可面積は447㎡です。
今回の事業計画変更は、工期の変更であり、変更前が令和７年10月25日、変更後が令和８年４月30日です。
今回の申請地に係る事業計画変更は２回目であり、これまでの経緯についてご説明します。
本案件は、令和４年10月26日付、いわき市農業委員会指令第5052号により、令和６年４月30日までを工期として転用許可を受けましたが、県発注の河川の復旧箇所が、当初予定していた箇所より増えたことや、工種を変更したことから、工期延長の変更申請がありましたが、一時転用許可期間は３年以内とされていることを踏まえ、上限である令和７年10月25日まで期間を延長しました。
しかし、同期間内に工期を終えることが出来ず、県作成の「農地法関係事務処理の手引」の107ページに、「一時転用期間の延長については、真にやむを得ない限り、必要最小限度の期間延長を承認出来る」と規定されており、今回の工事は、県発注の「河川災害復旧助成工事」に付随した工事であることから、事業計画変更を承認することについて、真にやむを得ないものであり、特段、問題ないものと考えます。
説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第３号について、事務局より説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告を、事務局よりお願いいたします。

事務局
(櫛田主査)

番号１番及び番号２番について、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】
ご質問がないようですので、お諮りいたします。
議案第３号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可処分の取消願いについて」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の６ページをお開き願います。
【議案第４号を朗読し、審議事項を説明】

事務局
(蛭田会長)

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の9ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可処分取消願いについて」、
ご説明いたします。

議案説明書の10ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」の24ページをご覧になりながら、お
聞き下さるようお願いいたします。

それでは、説明いたします。

番号1番、土地の所在は、内郷高野町、登記地目は田、転用面積は1,564
㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

当該案件は、令和6年7月26日付け、いわき市農業委員会指令第5037号
により許可を受けた後、完工時期を令和6年8月31日から令和7年6月30
日に延長する内容の事業計画変更を、令和7年3月26日付け、いわき市農
業委員会指令第16号により承認しております。

取消理由については、当初想定していた工事区域に至る進入路が狭隘で
あったため、進入ルートの変更・調整を試みたものの、関係地権者の同意
を得ることが出来ず、転用事業の実施が不可能となったことから、民法第
540条に従い、令和7年4月4日付けで土地売買契約が解除され、譲渡人か
ら譲受人への所有権移転登記が抹消されました。

その結果、農地転用許可により補充すべき法律行為である所有権の移転
が遡ってなかったことになるため、許可の取消しを願い出たものです。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、事務局よりお願いいたします。

事務局
(浅川主査)

番号1番について、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませ
んでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませ
んか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可処分の
取消願いについて」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号「現況確認証明願いについて」、事務局の説明を求めま

議長
(蛭田会長)

す。

事務局
(蛭田係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

議案説明書の11ページをお開き願います。

議案第5号「現況確認証明願いについて」、ご説明いたします。

議案説明書の12ページをお開き願います。

また、配付しております「現地調査位置図」の25ページも併せてご覧下さい。

番号1番、申請地は勿来町四沢、登記地目は田、登記面積は439㎡です。

現況が非農地となった経緯については、家庭の事情及び農機具の老朽化により、平成20年頃から耕作しておらず、平成30年に国道6号線バイパスの拡幅に伴い土地を分断され、更に管理が不便となり非農地化しました。

以上1件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

19番
生田目委員

番号1番について、現地調査を実施した結果、長年に渡り耕作されておらず、営農出来る状態ではありませんでした。

申請地を非農地とすることに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「現況確認証明願いについて」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の 8 ページをお開き願います。
【議案第 6 号を朗読し、審議事項を説明】
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

それでは、議案第 6 号について説明いたします。
議案説明書の 14 ページをお開き下さい。
議案第 6 号は、令和 5 年 4 月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第 19 条第 3 項の規定)により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。
次のページをご覧ください。
公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する新規転貸事案です。
実施地区は平、借り手は 4 名、対象筆数は田 3 筆、畑 1 筆、面積は田 2,001 m²、畑 62 m²となります。
続きまして、再転貸の事案となりますが、実施地区は平、借り手は 1 名、対象筆数は田 5 筆、面積は 3,149 m²です。
また、貸付相手方の要件については、満たしております。
説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第 6 号について、事務局より説明がありました。
当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
【意見なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第 6 号について、意見なしとすることに、ご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。
次に、報告に入ります。
始めに、報告第 1 号から第 3 号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の 9 ページをお開き願います。
【報告第 1 号を朗読し、報告事項(農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について)を説明】
それでは、議案説明書の 19 ページから 23 ページをお開き願います。
今月の報告件数は 20 件、権利の移動理由は全て相続です。
権利の取得面積は田 119,470.52 m²、畑 66,810.45 m²、合計 186,280.97 m²です。
以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。
続きまして、議案書の 10 ページをお開き願います。
【報告第 2 号を朗読し、報告事項(農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について)を説明】

事務局
(蛭田係長)

議案説明書の25ページから27ページをお開き願います。
今月の報告件数は7件、転用面積は田7,505㎡、畑1,596㎡、合計9,101㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の29ページから30ページをお開き願います。

今月の報告件数は1件、面積は田7,266㎡、畑0㎡、合計7,266㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、報告第4号から第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

議案書の12ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(相続税の納税猶予に関する適格者証明書について)を説明】

議案説明書の31ページから32ページをお開き願います。

今月の交付件数は1件、面積は田1,870㎡、畑704㎡、合計2,574㎡です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。

議案書の13ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】

議案説明書の33ページから34ページをお開き願います。

今月の交付件数は4件、内訳は相続税の納税猶予が1件、贈与税の納税猶予が3件です。

面積は田43,644.78㎡、畑13,828.15㎡、合計57,472.93㎡です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおり、ご承知願います。

ここで、協議事項に入る前に、10分間の休憩を取ります。

午後2時25分まで休憩とします。

【10分間休憩】

全員お揃いですので、議事を再開いたします。

次に、協議事項に入ります。

本日は、「令和8年いわき市農作業労働賃金標準額策定に係る額改定について」、協議して参ります。

始めに、額改定協議の資料について、事務局の説明を求めます。

事務局
(鹿内主査)

資料1-1をご覧ください。

こちらは、令和7年の標準額表を基に作成した、額改定協議の資料となります。

この資料により、協議して頂くことになります。

左から、作業名、令和7年標準額、役員会(案)、決定額、単位、摘要欄となります。

始めに、役員会(案)については、前回の総会にて決定したとおり、蛭田会長と鈴木会長職務代理者のお二人による(案)となります。

アンダーバーを引いたものが、令和7年より増額した作業項目となります。

なお、詳細については、蛭田会長が後ほど説明いたします。

次に、色分けしている作業項目についてですが、こちらは、前回の総会にて「額改定すべき」との意見があったものです。

赤色は、アンケートにより安いと回答した人数が15人以上あった作業項目、青色は、いわき市、郡山市、田村市の3市を比較した場合、いわき市が一番安かった作業項目、黄色は、赤色と青色の両方が重複する作業項目です。

次に、福島県最低賃金についてですが、今月5日に現在の時給955円から78円引き上げ1,033円とするよう、県内の労使の代表などで作る審議会が、福島労働局長に対し答申したところであります。

新しい最低賃金は、令和8年1月1日から適用される見込みです。

最後に、資料1-2については、額改定協議の参考資料となります。

前回の総会にて説明した資料と同じものですので、ご活用頂ければと思います。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、額改定協議の資料について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

次に、私のほうから役員会(案)について、ご説明いたします。

役員会(案)については、先に開催した第15回役員会において、鈴木会長職務代理者と二人で作成したものととなります。

それでは、役員会(案)を読み上げますので、皆様ご一緒にご確認をお願いいたします。

【役員会(案)の読み上げ】

以上が、役員会(案)となります。

今回の役員会(案)については、アンケートの結果を重視し、「安い」という意見の多かった赤色と黄色の作業項目について、適正と考えられる額を協議し、作成したものであります。

いい加減な考えで挙げた数値ではなく、福島県最低賃金の引上げ率8.2%を基にしております。

端数については、作業内容により切上げた項目もあれば、切り下げた項

議長
(蛭田会長)

目もございます。

また、青色の作業項目(3市の比較において、いわき市が一番安かった作業項目)については、アンケートによる増額の声が、それほど多いものではなかったこともあり、価格を据え置いたところであります。

この役員会(案)を額改定協議の素案として、検討して参りたいと思います。

なお、額改定協議については、本総会と次回の第18回総会の2回で決定することとしております。

協議時間については、1回あたり1時間を目安といたします。

限られた時間となりますので、円滑な協議に心がけて頂きますようお願いいたします。

それでは、協議に入ります。

委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

7番
田子委員

役員会(案)については、7つの作業項目を増額しております。

各作業項目の値上げ幅は、金額的にはそれほど高いものではありません。

そして、値上げをしたいという気持ちが十分に分かる許容範囲だとも思っています。

しかしながら、こうやって何でもかんでも値上げする方向では、本当に大丈夫なのかと気掛かりでもあります。

経費が掛かっているのだから、金額を上げて欲しいという声は、どこに行っても聞きますが、その声の多くは、大規模農家の声であることがほとんどです。

逆に、小規模農家は委託者であるため、当然、安くして欲しいという声が多方面から聞かれます。

経費が掛かるのだからしょうがないと言う大規模農家は、企業的経営をされている方々が大多数だと思います。

ところが、生業としての農業をされている小規模農家というのは、利益を求めるといよりは、生活のために農業を行っています。

要するに、利益を目的としていないのです。

それに対し、企業的経営をされている方々というのは、ハイリスク・ハイリターンの中で農業を行っています。

利益を上げるためには、何らかのリスクを背負う、これが前提です。

その前提となるリスクを、委託者に全面的に負わせてしまう。

これはちょっと、農業者全体から見たらマイナスなのではないかと思えますし、標準額として示してしまうことは、この数字が錦の御旗として機能しているのではないかと危惧しております。

このように決まっているのだから、払って下さいよとなるものなのです。

実際のところ、どこでもそうだと思います。

ところが特記事項のなかに、条件が違ふところは、当事者間で十分に話し合って下さいと記されている訳です。

ですから、企業的経営をされている方々は、リスクを委託者に全面的に

7 番
田子委員

負わせるのではなく、自分でリスクの回避方法を考える必要があるし、これまでのように錦の御旗を振りかざすのではなく、お互いに話し合いを深める必要があるのではないかと、そんなふうに思うのです。

これも値上げ、あれも値上げを繰り返していると、今年は米価が上がったから良いが、来年米価が下がったときにどうするのということになる。

じゃ、下げますかというのと、ちょっと難しいでしょ。

その辺をもう少し考えて欲しいなと思います。

以上です。

議長
(蛭田会長)

見て頂ければ分かるように、全部の作業項目を増額した訳ではなく、アンケートにより安いという声が多かった作業項目のみを、私と鈴木会長職務代理者の二人で協議のうえ増額したのです。

ですから、増額した作業項目については、多くの人が安いと感じているものなのです。

7 番
田子委員

項目別に見れば、確かに安いと思う作業項目はございます。

私も、標準額以上の料金を支払っている作業項目がございます。

ですから、お互いの話し合いにより決定すべきことであって、こういう縛りをかけるような形で、どんどん値上げをしてしまう。

そういう性格のものではないと思っております。

18番
松崎委員

私は、田子委員のお話をあまり理解出来なかったのですが、福島県最低賃金が8.2%上がるということは、間違いなく農家の方々にもその分が関わって来る訳です。

それなのに、前と同じ内容で標準額表を示すとなると、農業委員会は何もしていないと思われかねません。

例年通りというのは、いかがなものかと思います。

19番
生田目委員

先月の総会において、経費が掛かるという理由から、一律の値上げをご提案させて頂きました。

先ほどの松崎委員のお話の通り、最低賃金が上がり人件費が増えることになります。

企業的経営をされている方々であれば、雇用者の人件費が上がる訳です。

それを現状の値段でどうにかしろというのは、間違っていると思います。

ただし、現在のいわき市の認定農業者のなかで、企業的経営をされている方はほとんどいないと思います。

何人かはいると思いますが、法人化はしても、半分以上は個人経営(家族経営)だと思われます。

私も、家族経営で農業をしております。

燃料費については、ガソリンの暫定税率の廃止により安くなるかもしれませんが、機械の購入費用がかなり上っております。

それを担い手(受託者)だけに、負担させるのは間違っていると思います

19番
生田目委員

ので、私は一律の値上げをご提案いたしました。

これについては、最低賃金が上昇傾向にありますから、その都度値上げ率を協議しなければならないと思いますが、全て人が関わる作業です。

ドローンの防除も、それ以外の防除も人がいないと成り立ちません。

まずは、人件費のことを考えて頂きたいと思います。

最後に、私がひとつ気になっていた作業項目がございます。

色彩選別機についてなのですが、私が以前から、安いと言っていた作業項目です。

今回増額されませんでしたでしたが、色彩選別機に掛けると、等外米が3等米になります。

3等米を色彩選別機に掛けると、2等米になります。

そうすると、買取価格が格段に上がります。

ですから色彩選別機については、増額をお願いしたいと思います。

以上です。

議長
(蛭田会長)

先ほども申しましたが、役員会(案)の増額した作業項目については、アンケートにより安いという意見が多かったからです。

色彩選別機については、安いという声がそれほどではなかったことから、価格を据え置いた訳です。

安いという声が今以上となれば、当然、額改定の対象となりますので、今回は申し訳ありませんが、据え置きとさせて頂きたいと思います。

生田目委員、よろしいでしょうか。

19番
生田目委員

はい、わかりました。

議長
(蛭田会長)

私と鈴木会長職務代理者の二人で、検討に検討を重ねた(案)であります。皆様の了承を得られれば幸いなのですが。

これについて、ご意見のある方はございますか。

3番
遠藤委員

立場の違いで意見が変わって来ると思います。

これからの農業を考えた場合、担い手の方々にやってもらわないと困りますから、経費が掛かっている分を見てやることも、当然、必要なことだと思います。

一方で、数は少ないですけど、作業を委託する方々もいる訳です。

今まで、何故金額が上がらなかったかという、そういった委託者のことも考慮して来たからなのです。

そのなかで今後進めるにあたっては、私も幾らかでも上げてやらないといけないものと考えております。

しかしですね、上げる額が問題であると私は思っております。

担い手の方々の気持ちはわかります。

でもやっぱり、委託者の立場で考えれば、今年は米価が上がったとして

3 番
遠藤委員

も、先行きはわからない。
ですから、上げる幅をもう少し検討したら良いと思います。
状況により、当事者間で話しをする訳ですし。
私も酷いところは、違約金を取られました。
「作業中に骨折したので、値段上げてもいいですか」と言われました。
まあ、これについては、どうしようもないと思います。
今、議論の中心にあるのは、ベースとなる上げ幅についてですので、もう少し慎重に考えたほうが良いのではないのでしょうか。
私的には、上げ幅を若干下げて頂ければありがたいなと思います。

鈴木会長職
務代理者

会長から上げ幅8.2%のお話がありましたので、補足させていただきます。
増額した作業項目のうち、播種・芽出苗についてですが、540円から590円に上げた理由は、J Aの値段と合わせたからです。
J Aが当事者間で10%上げたのです。
苗を買っている委員の皆様であれば、わかるかと思います。
買わされていると言ったほうが良いのでしょうか。
でも、J Aに高いと言っている方は、いないと思います。
種籾などの値段も上がっておりますから、当然、妥当な金額であると、皆が思っているからなのです。
会長のおっしゃった上げ幅8.2%は、それより厳しいものでありますので、一般の農家の方々にも、ご理解頂ける上げ幅であると判断されます。

19番
生田目委員

私からの提案ですが、この案件について、一度皆様に持ち帰って考えて頂き、来月結審することとしてはいかがでしょうか。
ひとつの(案)ですが、ご検討について、よろしくお願いいたします。

議長
(蛭田会長)

只今、生田目委員から、審議の途中ではありますが、審議を一旦保留とし、来月結審することとしてはどうかとの提案がございました。
皆様いかがでしょうか。
審議の時間的には、問題ございませんので、皆様にお諮りしたいと思います。
審議を一旦保留とし、来月結審することによろしいでしょうか。
【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認め、只今の提案のとおりといたします。
それでは、次回もよろしくお願いいたします。

事務局
(鹿内主査)

事務局より1点申し上げます。
額改定協議が来月に持ち越しとなりましたので、本日お配りした資料については、次回も忘れずにお持ち下さるようお願いいたします。
資源の削減にご協力をお願いいたします。
事務局からは、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、その他に入ります。
始めに、事務局より何かございますか。

事務局
(鯨岡係長)

【資料２】その他：令和７年度農地利用意向調査の実施について
⇒ 上記資料により、９月下旬から意向調査を実施することを説明した。

議長
(蛭田会長)

そのほか、事務局より何かございますか。

【特になし】

次に、委員の皆様より何かございますか。

【特になし】

特にないようですので、以上を持ちまして、いわき市農業委員会第17回
総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	番号3番、番号4番及び番号6番は許可、番号1番は農地転用許可基準のうち一般基準を満たさないことから不許可、番号2番は転用範囲が確認出来ないことから却下(※番号5番は取下げ)
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第4号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて	原案のとおり可決
第5号	現況確認証明願いについて	原案のとおり可決
第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 該当者なし

6 本総会の閉会時刻

午後3時15分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

17 新妻 吉人 18 松崎 正信